



遊佐町産後ケア事業

産後、安心して育児が出来るように、医療機関への宿泊、日帰り、助産師の訪問を通して母子のケアや授乳（卒乳）指導・育児相談などが受けられます。

利用できる方



- 遊佐町に住所のある方
- 産後1年未満までのママと赤ちゃん
(各施設によって異なります。下記表をご参照ください。)
- ※医療行為が必要な方は利用できません

R7年12月～通所型が
追加されました！



ケアの内容

- ママのケア（母体の健康状態、乳房ケア）
- 赤ちゃんのケア（乳児の健康状態、体重、栄養等のチェック）
- 授乳や卒乳、育児全般に関する相談（沐浴・皮膚のケアなど）



実施施設・利用料金など(宿泊型・訪問型・通所型があります)

宿泊型

分割での利用も可能です

場所	対象	利用期間	利用料金
いちごレディースクリニック	産後3か月以内	最長6泊7日 <u>平日・土日の利用可</u>	1日2,500円 <u>1泊2日は2日と数えます</u>
日本海総合病院	産後2か月以内	最長4泊5日 <u>平日のみ利用可</u>	<u>多胎児の方は1人あたり</u> <u>+1,400円</u>

訪問型

ご自宅に助産師が訪問します

担当	対象	利用回数	利用料金
ごとつ助産院	産後1年未満	5回まで	1回500円

通所型

日帰りで安心して過ごせます

場所	対象	利用回数	利用料金
いちごレディースクリニック	産後3か月以内	5回まで	1回2,000円
産前産後ケアハウス Dear Diary	産後1年未満		<u>多胎児の方は1人あたり+500円</u>

お申し込み・お問い合わせ

生活保護世帯、町民税非課税世帯は
利用料金の減免があります。

遊佐町健康福祉課健康支援係（遊佐町こども家庭センター）

受付：平日 8:30～17:15 電話：0234-72-4111

手続きは裏面をご覧下さい

産後ケアの利用方法

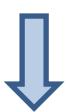


① 産後ケアの申請



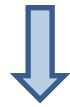
申請書に記入し、健康支援係へ提出。
町から産後ケア事業の利用についてお知らせします。

② 承認・サービス利用日の決定



宿泊型・通所型：町が実施施設と、利用期間を調整し連絡します。
訪問型：「ごとと助産院」との相談となります。

③ サービス利用



産科医療機関等にてサービス利用を開始します。

②・③・④について
承認通知が届く前に、
サービスを利用できる
場合があります。

④ 利用料金の支払い

町から納入通知書が郵送されますので、期限内に利用料金の支払いをお願いします。（月ごとの支払いとなります）

※支払い窓口：役場出納室または庄内みどり農協遊佐支店